

「令和元年度 国際植物防疫条約に関する国内連絡会」 議事概要

開催日時：令和元年9月13日（金）13：30～16：30

開催場所：農林水産省三番町共用会議所 2階 大会議室

1 開会

植物防疫課国際室 内田室長から挨拶。

2 国際植物防疫条約（IPPC）及び国際基準策定プロセス

事務局から資料1（IPPC及び国際基準策定プロセス）に基づき説明。

3 2回目の加盟国協議に諮られている ISPM 案

事務局から資料2（ISPM案の概要）及び資料4（我が国の主なコメント案）に基づき説明後、議論を実施。

（1）NPPOが植物検疫活動を実施主体へ権限付与する場合の要件

久留宮委員：本基準では、ある国のNPPOが他国の実施主体への権限付与を行うことを想定しているか。

事務局：本基準では、基本的にある国のNPPOが自国の実施主体へ権限付与することを想定していると考えます。

久留宮委員：本基準の対象は自国の実施主体への権限付与に限られるのか。

事務局：本基準のこれまでの議論において、他国の実施主体に権限付与することについては扱われていない。

菊地委員：権限付与した実施主体を不適合と判断するのは、他国のNPPOになるのか、又は自国のNPPOが判断するのか。

事務局：権限付与した実施主体が不適合であると判断するのは権限付与した自国のNPPOである。ただし、例えば輸入国において輸出国の不適合事例が判明することはありうるので、他国のNPPOからの指摘を踏まえて自国のNPPOが実施主体の不適合を判断することはあると考えます。

君島委員：本基準が採択された場合に、日本として植物検疫活動の実施主体への権限付与を進めていく予定があるか。

事務局：本基準が採択されたことにより権限付与を積極的に進める予定はない。一方、将来的に職員不足や業務量の増加により権限付与が検討される可能性はある。

児玉委員：現在他国において植物検疫活動を権限付与している事例はあるか。

事務局：豪州、NZ、米国などでは輸出検査を実施主体に権限付与している事例があると承知している。

児玉委員：ある国の野菜種子の輸入条件として、別の国の指定された精密検定実

施機関（日本ではない）での検定が求められている事例がある。日本以外の検定機関で検定した結果をもって日本から当該国へ輸出することは可能か。

事務局：検疫証明等が求められている場合は、海外での検定機関での結果だけでは輸出できないため、日本の植物防疫所で輸出検査を行う必要がある。

（２）植物検疫措置としてのガス置換処理の利用の要件

宮ノ下委員：パラ 92 について、ガス濃度測定機器の精度を±5%とした場合、二酸化炭素濃度が5%の誤差は問題ないかもしれないが、酸素濃度5%の誤差は処理効果に影響を及ぼす可能性があるのではないか。

事務局：記載方法について、適切か検討したいので別途相談させていただきたい。

荻野委員：セクション7の検査について、パラ 144 において処理の対象でない生きた有害動植物を発見した場合の対応について記載されているが、処理の対象となる生きた有害動植物を発見した場合の対応について記載すべきではないか。

事務局：処理の対象となる生きた有害動植物が発見されれば処理は失敗していることが明らかであるが、処理の対象でない生きた有害動植物が発見された場合であっても、処理に問題がある可能性があるため、その対応について記載されている。ISPM43「植物検疫措置としてのくん蒸の利用の要件」など既存の ISPM においても同様の記載がある。

（３）ISPM 8「ある地域におけるペストステータスの決定」の改正

鬼武委員：1 回目の加盟国協議後に、付録1のタイトルを「情報源の信頼性のガイドダンス」から「ガイドダンス」を削除したが、パラ 70 には「付録1はガイドダンスを提供している」とあることから、修正が必要ではないか。

事務局：指摘を踏まえ修正の要否を検討したい。

鬼武委員：パラ 72 において、「uncertainty（不確実性）」について説明があるが、他の ISPM でも「uncertainty」について扱われているか。

事務局：ISPM11「検疫有害動植物のための病害虫リスクアナリシス」において、具体例は示されていないが、病害虫リスク評価に「uncertainty」を伴う場合は、その範囲や程度について明記することと記載されている。

（４）ISPM 5「植物検疫用語集」の改正

豊島委員：「切り花及び切り枝」の削除が提案されているが、削除により植物検疫証明書への記載ができなくなるといったことはあるのか。

事務局：ISPM5 から削除されるのは、一般的な用語の意味と同様の意味で使われるため ISPM 上の特別な用語として定義づけする必要がなくなったためである。今回の用語の削除により、植物検疫上の扱いが変わることはない。

4 1 回目の加盟国協議に諮られている ISPM 案

事務局から資料3（ISPM案の概要）及び資料5（我が国の主なコメント案）に基づき説明後、議論を実施。

（1）ISPM27「規制有害動植物の診断プロトコル」付属書

菊地委員：パラ51の後に追加提案した3種の *Striga* 属植物について、同定方法は明らかになっているか。

事務局：今回追加を提案している3種は文献に情報が掲載されているが、網羅的な同定方法に関する記載の掲載は確認していない。ただし、今後情報が整理されれば基準に当該情報を追加し改訂される可能性はある。

児玉委員：ISTA（国際種子検査協会）のサンプリング方法を削除する提案がされているが、ISF（国際種子連盟）のISHI（国際健全種子推進機構）との情報交換は重要と考える。

事務局：本基準案に記載されているISTAのサンプリング方法は混入種子の検出を目的としたものではなく、また穀類に対して適用ができないため、我が国コメントとして削除を提案している。なお、他のISPM27付属書（DP22）では病菌検出法としてISTAのサンプリング方法が採用されているものもあり、本コメントはISTAのサンプリング法自体を否定しているものではないことを申し添える。

君島委員：もし輸入検査で *Striga* 属種子が見つかった場合、その荷口に対する措置はどのようなものか。選別などを行うのか。

事務局：選別が実行可能であれば選別を選択できるが、実行不可能であれば廃棄又は返送となる。

（2）ISPM28「規制有害動植物に対する植物検疫処理」付属書

野田委員：「ミカンコミバエに対する放射線照射処理」では、ミカンコミバエが対象とされているが、日本では同定が難しい種もあるためミカンコミバエ種群としている。ISPMでの扱いはどのようになっているか。

事務局：今回提案されている処理基準では、ミカンコミバエ（*Bactrocera dorsalis*）として記載されている。IPPCではミカンコミバエの分類について、*B. papayae*、*B. invadence*、*B. philippinensis*は *B. dorsalis* のシノニムとして扱うと整理しており、本付属書の対象害虫はこれらの種となる。なお、IPPCでは病害虫の分類法の統一を締約国に求めているわけではないので、我が国関係法令との矛盾はない。

君島委員：放射線照射処理では、F1の不妊化まで処理基準として採用することはあるのか。

事務局：今回提案されている処理基準では、羽化阻止（又は正常羽化阻止）を目的としている。

菊地委員：「セグロウリミバエに対する放射線照射処理」のコメント案について、線量を示す数字と単位（Gy）の間にはスペースを入れるように。

事務局：修正する。

5 閉会

事務局：本日の議論を踏まえて事務局で我が国のコメント案を調整し、委員にお諮りするので引き続き御協力願いたい。提出期限の9月30日までに我が国のコメントとして IPPC 事務局へ提出する予定。

以上